

# 学生部 自己点検・評価報告書

## I. 理念・目的

### 2011年度 M-Navi プログラム実施概要

プログラム名称	実施日時	実施場所	参加者数(名)
新入生M-Navi合宿	3月29日(火)~31日(木) ※東日本大震災の影響で中止	清里セミナーハウス	80 (募集人数)
新入生M-Navi1日交流プログラム	3月30日(水) ※東日本大震災の影響で中止	和泉キャンパス	100 (募集人数)
神田祭	5月上旬 ※東日本大震災の影響で中止	神田明神	20 (募集人数)
神宮へ行こう(東京六大学野球観戦)	5月21日(土)	明治神宮野球場	156
観劇プログラム:シルク・ドゥ・ソレイユ	5月31日(火)	駿河台キャンパス 原宿ビッグトップ	96
観劇プログラム:劇団四季編	6月14日(火)	自由劇場	77
観劇プログラム:歌舞伎編	6月17日(金)	国立劇場	45
ボイストレーニング	7月8日(金)	駿河台キャンパス	40
作って学ぶ食文化	7月9日(土)	東京調理師専門学校	39
M-Navi社会見学—新聞社見学— —新聞作成体験・発表—	9月15日(木) 10月1日(土)	朝日新聞東京本社 和泉キャンパス	29
農業体験	10月23日(土) ※荒天のため中止	生田キャンパス	54 (申込人数)
坐禅と写経を体験しよう	10月29日(土)	萬年山 青松寺	19
M-Navi裁判員体験	11月12日(土)	駿河台キャンパス	11
ラグビー明早戦	11月26日(土) 12月4日(日)	八幡山グラウンド 国立霞ヶ丘競技場	12
観劇プログラム:落語編	12月10日(土)	駿河台キャンパス 浅草演芸ホール	29
おいしいお酒のたしなみ方	12月20日(火)	麒麟ビール(株)横浜工場	31
箱根駅伝応援	1月3日(火)	千代田区有楽町 明治大学応援ブース	44
雪国の生活とアウトドア体験 in 桧原湖	2月24日(金)~27日(月)	桧原湖セミナーハウス	18

## 1. 目的・目標

### (1) 学生部の理念・目的

学生部における学生生活支援の理念は、全学報告書にもある通り、高い社会性・共同参画意識を有する、自立した社会人としての基礎力を有する人材を育成するために、正課外教育の観点から、課外活動はもちろんのこと、充実したキャンパスライフを学生が送られるように、学生生活全般の充実とそのためキャンパス環境の整備を図ることにある。

これを実現していくために、『明治大学グランドデザイン 2020』に基づいて、次のことを実践することを目指している（資料1-1，ただし，一部表現を変更）。

- (1) 実習科目，ゼミ活動，スポーツ・文化活動等，さまざまな用途に利用できる「活動と自己表現のための場」の提供。
- (2) 快適なキャンパスライフを送るための「交流と憩いのための場」の提供。
- (3) いつでもどこでも必要な情報にアクセスでき，学び，交流できるユビキタスキャンパス機能の提供。
- (4) バリアフリーに配慮したキャンパス。
- (5) 相談などの支援機能，学生参加型プログラムの提供による学生生活支援。
- (6) スポーツ・文化など正課外の領域においても「『個』を強くする」活動の支援。

## 2. 現状（2011年度の実績）

### (1) センター，委員会等の理念・目的は適切に設定されているか

#### ① 理念・目的の明確化

本学の学生生活支援は，学生部委員会の下で運営されている。学生部委員会の目的は，「明治大学における学生生活の充実及び向上並びに学部長会の円滑な運営に資すること」（資料1-2，第1条）にあると規定されている。

#### ② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

学生部委員会は，学生生活の支援にかかわる次の事項について審議するとともに，連絡及び調整を行うことを任務としている（資料1-2，第3条）。

- (1) 課外活動をはじめとする正課外教育に関する事項
- (2) 学生の福利厚生に関する事項
- (3) 奨学金に関する事項
- (4) 学生の保健・衛生に関する事項
- (5) 学生相談に関する事項
- (6) スポーツ振興に関する事項
- (7) 学生生活にかかわる校規の制定・改廃の立案に関する事項
- (8) 学長から諮問された事項
- (9) その他学生部長が必要と認めた事項

この審議事項に即して，実績と資源の状況を述べれば，以下の通りである。

(1) 課外活動をはじめとする正課外教育に関する事項に関して： 本学には，公認のサークル（含，体育会，体育同好会連合（以下，体同連），理科部連合会（以下，理科連））が2012年1月現在，335団体ある（資料1-3）。このうち，約5割の団体が駿河台キャンパス10号館，和泉キャンパス部室

センター、生田キャンパス部室センターに部室を有している一方で、残りの約 5 割の団体には部室が与えられていない。公認サークルは「明治大学公認サークル取扱要領」（資料 1-4）に従って、毎年、「学生団体役員届」、「部員名簿」、「年間行事予定表」などの書類一式の提出が義務づけられ、その届出に基づいて公認の継続・廃止が学生部委員会において判断される。また、毎年 6 月と 12 月には、同上の取扱要領に従って、新たなサークルの加盟申請も受け付けられ、本承認までの所定の手続きが義務づけられている。公認サークルには、教室などをはじめとする学内諸施設が利用できるように便宜が供与されるとともに、活動のために助成金が大学や連合父母会から出されている。また、新入生向けにサークル紹介誌として『サークル・ナビ』（明治大学サークルガイド）が毎年発行されている（資料 1-5）。

2011 年度には、既に公認が停止されている「学生自治会」の下部組織に位置づけられたままとなっていて、当時の悪しき遺産の 1 つとなっていた体同連の規約の全部改訂が行われ、正課外教育の観点から大学の指導体制が明確にされた（「明治大学体育同好会連合会規約」、資料 1-6）。併せて、活動が低下していた体同連本部の体制を見直し、活動の活発化に向けての条件整備を行った。体同連本部の活発化によって、大学と所属サークルとの連携がこれまで以上に促進されることとなった。また、2011 年度には、和泉キャンパスにおいて学生による新入生歓迎実行委員会が独自に組織され、サークルの新入生歓迎行事を運営した。これによって、生田・和泉両キャンパスともに、サークルの新入生歓迎行事は、学生による新入生歓迎実行委員会によって運営されることとなった。ちなみに、自治会の公認停止後 2010 年度まで、サークルの新入生歓迎行事については、学生部が直接運営していた。

- (2) 学生の福利厚生に関する事項に関して： 福利厚生関係に関しては全学報告書を参照のこと。
- (3) 奨学金に関する事項に関して： 奨学金関係に関しては全学報告書を参照のこと。
- (4) 学生の保健・衛生に関する事項に関して： 保健・衛生関係に関しては全学報告書を参照のこと。
- (5) 学生相談に関する事項に関して： 奨学金関係に関しては全学報告書を参照のこと。

(6) スポーツ振興に関する事項に関して： 本学におけるスポーツ振興の対象は、体育会所属の 43 運動部と応援団、明大スポーツ新聞部の計 45 部である。大学によるスポーツ振興に関わる事項は、2009 年度に学生部委員会の下に整備された「スポーツ振興委員会」が掌握し、運営している（資料 1-7）。2011 年度には、また、体育会各部及び部員に対する大学による指導と運営・管理については、2010 年度に正課外教育の視点から改正され、2011 年度から施行された「体育会規約」（資料 1-8）に基づいて、「体育会役員会」が掌握している。同規約の下に学生自らが切磋琢磨しつつ、体育会活動の活性化に資する組織として体育会学生会を新設し、その中心的な役割を果たすように従来の体育会本部を編成替えした（資料 1-8）。

上記の 45 部のうち、応援団、明大スポーツ新聞部を除く 43 運動部の現状は次の通りである。合宿所では、学生が共同生活をしているのが 26 部である（航空部と自動車部は除く）。このうち、八幡山地区（9 部）と西調布地区合宿所（2 部）は比較的最近再建された合宿所で生活を送っている。生田地区（6 部）の総合合宿所は 1972 年建設であり、建て替えが必要な時期に来ている。また、和泉地区総合合宿所（2 部）も築後 35 年近く経過しており、老朽化・狭隘化が進んでいる上、住宅地に隣接しているため、問題を抱えている。その他、単独で学外に大学施設としての合宿所を持つ部は、端艇部、柔道部、相撲部、スキー部、馬術部である。航空部は練習時・合宿時のみの宿泊施設となっている。スキー部は耐震上の問題から 2011 年度に、即時退去となり、部員は大学が借りたアパー

トで生活している。とくに、馬術部と端艇部とは合宿所が老朽化しており、早急な建て直しが必要となっている。また、ヨット部（14名）、ボードセーリング部（9名）は部独自で合宿所を賃借している。

練習場では、専用の練習場を有する部は、野球部（府中グラウンド）、競走部、ラグビー部、サッカー部、アメリカンフットボール部、ホッケー部、アーチェリー部（以上、八幡山グラウンド）、硬式庭球部、卓球部（以上、西調布）、柔道部（駿河台）、ボクシング部（駿河台）、空手部（駿河台）、相撲部（和泉）、弓道部（生田）、馬術部（生田）である。このうち、八幡山グラウンドは住宅地に近接して、早朝・夜間の練習ができないことや騒音問題などの問題を抱えており、練習場としては限界状態にある。上記以外の部では、剣道部、水泳部、バスケットボール部、バレーボール部、体操部、ハンドボール部、バドミントン部、拳法部、合気道部、少林寺拳法部の10部が、正課授業の合間をぬって和泉体育館を、またフェンシング部、レスリング部、ソフトテニス部も正課授業の合間をぬって、駿河台・生田キャンパスの施設を利用している。

以上の(1)～(6)の事項の他に、学生部では、(9) その他学生部長が必要と認めた事項の規定を受けて、「M-N a v iプログラム」および「明治大学ボランティアセンター」の運営・実践を行っている。「明治大学ボランティアセンター」については、自己点検の独自項目となっているので、これを参照されたい。ここでは、「M-N a v iプログラム」の運営・実践について述べることにする。

2005年度からスタートした「M-N a v iプログラム」は、正課外教育の一環であり、社会人基礎力を高める取組内容が評価され、2007年度「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」（学生支援GP）に採択された。「M-N a v iプログラム」は、学生部委員会の下に組織された、教職員・学生から構成される「M-N a v i委員会」（資料1-9）によって、企画から運営まで実践されている。ポストGP1年目となった2011年度は、18のプログラムが予定されていたが、東日本大震災等の影響によって、3月から5月にかけての3つのプログラムが中止となり、実施されたプログラムは全部で15プログラムにとどまった。プログラムへの延べ参加者数は、中止となったプログラムがあったために、前年度のおよそ半数の645名であった。ただし、定員充足率（参加人数／募集人数）はGP採択期間中の値とほぼ同じ約80%であり、本プログラムが正課外教育として根付いてきていることを示している。

(7) 学生生活にかかわる校規の制定・改廃の立案に関して： 6月27日の学生部委員会では、先端数理研究科設置に伴い、大学院研究奨励奨学金Aの除外者に特定研究者育成奨学金を受給しているものを加えるためと、法科大学院給費奨学金の拡充のため奨学金規程の一部を改正するとともに、これに伴い奨学金の採用等に関する基準の一部を改正した（資料1-10）。また、7月11日の学生部委員会では、専門職大学院生対象の奨学金制度を改正するために、奨学金規程の一部改正と奨学金の採用等に関する基準の一部改正を行った（資料1-10）。11月28日の学生部委員会では、先端数理研究科設置に伴い、明治大学校友会奨学金の除外者に特定研究者育成奨学金を受給しているものを加えるため、明治大学校友会奨学金要綱の一部を改正した。いずれも後日、学部長会および理事会によって承認されている。

これまでの学生部委員会を中心とする活動、それによる検証や改善の実績に照らしてみると、上記の理念や目的が現時点では、環境整備面における課題を残しつつも、適切であると考えている。

### ③ 個性化への対応

学生部における学生生活支援の理念や目的では、個性化に向けた対応、つまり「明治らしさ」を表面に出している文言として、実践的な目的の「(6) スポーツ・文化など正課外の領域においても「『個』を強くする」活動の支援。」が相当する。

これまでの学生生活支援において「明治らしさ」を意識した実績としては、次のようなものがある。

全新入生に配布する『CAMPUS HANDBOOK』（学生生活案内）（資料1-3）には、創立者（第2表紙）、建学の精神、発祥地の碑文（中扉）、さらに p.71 以降には明治法律学校設立の趣旨（およびその現代語訳）、校歌、応援歌、大学広報誌の紹介、大学の沿革を掲載して、本学への理解を深め、帰属意識を高めることに務めている。

2009年度から実施している「体育会新入生オリエンテーション」（資料1-11）では、体育会 OB・OG をお願いしている基調講演では明治大学体育会の伝統について触れていただくことにしている。学長（体育会会長）やスポーツ振興担当、部長会代表者、監督会代表の挨拶でも、伝統への理解を深め、帰属意識の高揚につながるお話しをお願いしている。ただし、2011年度は、東日本大震災等の影響によって従来からの1日をフルに使ったオリエンテーションについては中止せざるを得ず、新学期が始まってからその縮小したプログラムによる開催をするにとどまった。

正課外教育の一環である「M-N a v iプログラム」は、学生参加型プログラムの提供による学生支援という点において、これ自体が実践目的を体現するものである。2011年度には、M-N a v i委員会の下に組織されている学生委員会に所属する学生委員の成長を踏まえて、それまでの企画から運営、振り返りまでを教職員がすべて準備する「お膳立て主義」を脱して、「学生のための学生による」学生参加型プログラムへと進化すべく、学生委員による独自企画のプログラムを大幅に増やして実施して、学生自ら「『個』を強くする」活動を実践・体験できるようにした（資料1-12）。

「M-N a v iプログラム」には、「神宮へ行こう（東京六大学野球観戦）」や「ラグビー明早戦応援」、「箱根駅伝応援」など、本学への帰属意識を高めることをねらいとするプログラムが盛り込まれている（冒頭の「2011年度 M-N a v iプログラム実施概要」を参照）。

明大祭と生明祭の2つの大学祭の開催にあたっては、すでに再建以降の伝統となりつつある「エコ」と「ノンアルコール」に加えて、それぞれの年度の実行委員会と学生部との打ち合わせにおいて、あくまで口頭ではあるが、「明治らしさ」を意識したプログラムを企画するように期待を述べている。2011年度に関していえば、生明祭のテーマに「Yell（エール）」が選ばれたことが象徴的である。これは、明らかに東日本大震災を意識したものであった（資料1-13）。今年度は明大祭も含めて、この大震災と明大生あるいはボランティアなどモチーフとしたプログラムが多く出展されている（資料1-13）。

また、教職員サイドにおいては、毎年春（6月）秋（10月）の2回開催されている「関東・関西学生問題懇談会（通称、十大懇）」が、学生支援施策に関する情報を共有する場であるとともに、各大学の学生支援の実情・課題を知る機会となっている。これは、いわば「ライバル校」同志の集まりとなっており、いやが上でも、「明治らしさ」を意識せざるを得ない場となっている。2011年度は、東日本大震災等の影響によって春の十大懇は中止となり、秋のみの開催となったが、そこでは各大学の東日本大震災へのかかわり方、なかでも被災学生への支援と被災地へのボランティア活動をめぐり、さながら「コンクール」といった観があった。被災学生への支援では、連合父母会の協力・支援によって実現した本学の被災学生への経済的支援の幅広さと厚みとが際立っていた。ボランティアでは、学長の下に「震災復興支援センター」を直ちに立ち上げて、これを中心とした浦安

ボランティア拠点の形成や被災自治体との連携協定に向けた動き、学生によるボランティア活動のための旅費交通費の助成などといった被災地支援のあり方が特徴的であることが明らかとなった(資料1-14)。

**(2) センター、委員会等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。**

**① 構成員に対する周知方法と有効性**

教職員への周知に関しては、各学部選出の学生部委員が、学生部委員会における決定事項や、学生部からの各種の注意喚起の文章などを、学部教授会において報告するようお願いしている(資料1-10)。

学生への周知は次のように実施されている。全新生には、新入生指導週間において学部単位で学生支援のガイダンスを実施し、独自のパンフレット(資料1-15)を作成・配布して、理念や目標の徹底を図るほか、学生支援部の役割を周知している。その上で、全新生には『CAMPUS HANDBOOK』(学生生活案内)(資料1-3)、『サークル・ナビ』(サークル紹介誌)(資料1-5)、『学生健康保険のしおり』(資料1-16)等の冊子による周知に努めている。この他、広報課発行の『M-Style』(情報提供など、学生部との連携による編集)(資料1-17)や『明治大学広報』(資料1-18)において学生生活支援に関わる事項を、適宜掲載して、本学学生のみならず、広く社会に対しても情報を提供している。また、奨学金受給希望者に配布している『assist』(資料1-19)も、本学独自の奨学金を紹介しており、本学の学生生活支援の独自の成り立ちを学生に周知する上では、独特の役割を果たしている。学生生活を送るにあたって必要な情報や手続き方法、各種行事の案内など学生への情報提供としてすっかり定着したホームページ(資料1-20)でも、学生生活支援の目的やその実践を周知するように努めている。学生個々に対する情報提供媒体となっている「Oh-o! Meiji システム」でも、折りにふれて学生生活支援の目的やその実践についての情報提供に努めている。

**② 社会への公表方法**

主にホームページ(資料1-20)で公表している。この他、『CAMPUS HANDBOOK』(資料1-3)や『M-Style』(資料1-17)、『M-N a v i プログラム報告書』(資料1-12)などについては関係大学や諸機関に配付している。

**(3) センター、委員会等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。**

学生生活支援全般の理念・目的の検証に関しては、学生部委員会が、定期的ではないものの、抱える案件との関わりにおいて実施している(資料1-2)。また、学生部委員会の下に、常設されている奨学金委員会(資料1-21, 1-22)や学生相談室・相談員会議(資料1-22)、スポーツ振興委員会(資料1-7)、体育会役員会(資料1-8)、M-N a v i 委員会(資料1-9)においてもそれぞれの職掌案件との関わりにおいて、その都度、学生生活支援の理念・目的を検証し、改善策の検討が行われている。

さらに、学生部委員会の下にない組織ではあるが、学生健康保険互助組合理事会においても、学生健保の案件との関わりにおいて、その都度、学生生活支援の理念・目的を検証している(資料1-23)。また、検証するための機関ではないが、福利厚生事業運営協議会も、学生部以外の教職員が構成員となっており、学生生活支援の理念・目的の適切性を考えるにあたっては貴重な機会となっている。

この他、学生生活支援の理念・目的を検証する機関ではないが、大学と学生との制度的な連携のシステムを担っている体育会本部・体同連本部・理科連本部の総会やリーダースキャンプ、さらには定期的実施しているそれぞれの本部との打ち合わせも、学生生活支援の対象である学生の生の声を聞く機会となっている。

また、2011年度には、2010年9～10月に実施された私大連の「第13回学生生活実態調査」のうち本学学生の回答結果をまとめ、分析した報告書として『明治大学学生生活白書 2011』（資料1-24）を発行し、学内外の関係各所に配付した。この白書は、近年において大きく様変わりしつつある学生の考え方やその生活実態をデータとして把握する上で貴重な資料であるとともに、学生の大学への帰属意識などを私大連全体との比較によって知ることができるなど、学生生活支援の理念・目的の適切性について検証する上でも参考資料となっている（資料1-24）。

### 3 評 価

#### (1) 効果が上がっている点

- ・ 学生部委員会は学生生活支援の理念・目的を達成していく上で、最も重要な役割を果たしている。なかでも、上記学生部委員会の(2) 福利厚生、(3) 奨学金、(4) 保健衛生、(5) 学生相談の事項に関わる展開については、環境整備面で課題を残しつつも、学生生活支援の理念・目的を達成していくにあたり、大いに貢献している。
- ・ 学生部委員회를構成する各学部選出の学生部委員は、学部との重要なパイプ役を果たしており、学生部が学部とともに学生生活支援の理念・目的の達成していく上で、大きく貢献している。また、各学部の状況や教員レベルの声を伝えてもらうことによって、学生生活支援の理念・目的の評価にあたって、参考となっている。
- ・ M-N a v i プログラムは、正課外教育を豊富化するとともに、学生参加型プログラムを提供にすることによって学生生活支援の理念・目的を実現していく上で、大きく寄与している。
- ・ 体育会・体同連・理科連など大学との制度的な連携システムのある学生団体および個々の運動部やサークルに関しては、学生生活支援の理念・目的がどの程度浸透し、あるいはどの程度達成されているのかなどを直接に確認できる。
- ・ スポーツ・文化など正課外の領域における「『個』を強くする」活動の支援によって、体同連本部の再建と体育同好会連合会規約の全部改正が実現できた。同様に、和泉・生田両キャンパスにおいて2つの大学祭実行委員会、新入生歓迎実行委員会など学生の自主的な活動の組織化が進んでいる。

#### (2) 改善すべき点

- ・ 公認のサークルの活動の場の環境整備が必要である。
- ・ 体育会・体同連・理科連を除く公認サークルにおいて、大学との連携を図るための中間組織は未整備である。
- ・ 体育会に関しては、合宿所及び練習場に関して抜本的な環境整備が必要である。
- ・ 新入生への学生生活支援の理念・目的の指導と周知は徹底されている一方で、2年次以上の学生へは十分ではない。
- ・ 学生部委員会において、学生生活支援全般の理念・目的の検証が定期的に行われていない。同様に、学生部委員会の下に常設されている委員会においても、それぞれの関係する学生生活支

援の理念・目的の検証が定期的に行われていない。同じく、学生部委員会の下にない組織においても、それぞれの関係する学生生活支援の理念・目的の検証が定期的に行われていない。

- ・ 『明治大学学生生活白書 2011』は、近年において大きく様変わりしつつある学生の考え方やその生活実態をデータとして把握する上で貴重な資料であるにもかかわらず、その発行が年度末ぎりぎりになったために、本格的に活用するまでには至っていない。それぞれの関係する学生生活支援の理念・目的の検証が定期的に行われていない。

#### 4 将来に向けた発展計画

##### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 学生部委員会、その下に常設されている委員会、さらにその下にない組織において、学生生活支援の理念・目的の検証を定期的に行うようにする。
- ・ 『明治大学学生生活白書 2011』を学生生活支援の改革・改善のために、本格的に活用する。
- ・ 2年次以上の学生への学生生活支援の理念・目的の指導と周知が十分ではないので、まずは大学との既存の連携システムがある学生組織との連携の仕組みを利用して、さらに広げていく。
- ・ 公認サークルのうち、大学との連携の仕組み（中間組織）が未整備の部分に対して、システムの構築を急ぐ必要がある。2012年度中に着手する予定である。

##### (2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 学生部委員会の学生支援に関わる（2）～（5）の事項については、他の同規模私立大学との情報共有、それに対する個性化を意識しながら、さらなる充実を図る。
- ・ 公認のサークルの活動の場の環境整備に向けて、スチューデントセンターの実現が必要である。
- ・ 正課外教育の視点から、体育会・体同連・理科連同様に、公認サークルの組織体制を見直して、学生の自発的な管理の仕組みを作り出すとともに、これを通じて大学との連携のパイプをより充実したものにしていく必要がある。
- ・ 体育会に関しては、合宿所及び練習場に関して抜本的な環境整備に向けて、スポーツパーク（仮称）の実現が必要である。
- ・ 学生部委員会、その下に常設されている委員会、さらにその下にない組織において、学生生活支援の理念・目的の検証を定期的に行得るようなシステムを構築する必要がある。
- ・ 常設の委員会に加えて、常設委員会以外に設置されている小委員会（学館（スチューデントセンター）小委員会、課外活動奨励小委員会、学内診療体制検討小委員会等において、それぞれの関係する学生生活支援の理念・目的の検証が定期的に行える体制を整える。
- ・ 「M-Naviプログラム」の個々の企画と運営を具体的に検証・評価するとともに、全教職員への周知と理解を得る活動を展開することによって、正課外教育の定着といっそうの充実を図る。
- ・ スポーツ科学部（仮称）設置を見据え、スポーツ科学部（仮称）設置準備委員会並びにスポーツ特別入試委員会等と連携し、スポーツ特別入試における体育会各運動部枠の再編を含めた、抜本的な見直しを図る。あわせて、女子運動部のあり方について、政策的な視点で検討を進める。
- ・ 2年次以上の学生に対するが個別の学生生活支援の理念・目的の周知・指導をめぐる課題では、大学との既存の連携システムがある体育会・体道連・理科連、あるいは2012年度中にそうしたシステム構築に着手するサークル関係、さらに外側にいる学生諸君へは、タイムリーな周知・指導を図るとともに、ホームページを充実化させて、できる限り多くの学生諸君への周知・指導が行き

渡る態勢を整備する。

- ・ 配布している各種冊子については、引き続き充実を図り学生生活の充実に役立てたる。ホームページについては、学生部行事や本学学生の活躍について、迅速・正確な情報を掲載し、学内外に積極的にアピールする。
- ・ 将来的には、私大連の調査に依拠した『明治大学学生生活白書』に加えて、本学独自の学生生活実態調査の実施と、その結果の検証を継続的に実施するシステムを構築する。

## 5 根拠資料

- 資料1-1 『明治大学グランドデザイン 2020』
- 資料1-2 明治大学学生部委員会規程
- 資料1-3 『CAMPUS HANDBOOK』（学生生活案内）
- 資料1-4 明治大学公認サークル取扱要領
- 資料1-5 サークル・ナビ
- 資料1-6 明治大学体育同好会連合会規約
- 資料1-7 明治大学スポーツ振興委員会規程
- 資料1-8 体育会規約
- 資料1-9 M-N a v i 委員会内規
- 資料1-10 学生部委員会議事録
- 資料1-11 体育会新入生オリエンテーション 配付資料
- 資料1-12 2011年度 M-N a v i プログラム報告書
- 資料1-13 明大祭・生明祭パンフレット
- 資料1-14 第92回（2011年度秋） 関東・関西学生問題懇談会資料
- 資料1-15 新入生生活ナビ～新入生のための学生生活ガイド～
- 資料1-16 学生健康保険のしおり
- 資料1-17 M-Style
- 資料1-18 明治大学広報
- 資料1-19 奨学金情報誌 assist
- 資料1-20 学生部ホームページ「学生生活」(<http://www.meiji.ac.jp/campus/index.html>)
- 資料1-21 明治大学奨学金規程
- 資料1-21 明治大学奨学金委員会設置要綱
- 資料1-22 学生相談室規程
- 資料1-23 学生健康保険互助組合規約
- 資料1-24 明治大学学生生活白書2011

## II. 教育研究組織

### 1. 目的・目標

#### (1) 教育研究組織の編制方針

学生部の組織は、学生部委員会の下に、学生部委員会規程第3条に定められて審議事項((1)～(6))

(資料2-1)に即した常設の委員会(奨学金委員会や学生相談室・相談員会議、スポーツ振興委員会、体育会役員会)、および2005年度以降に学生部が新たな課題として取り組んでいる課題群に即した各種委員会(M-Navi委員会、ボランティアセンター運営委員会)から成っている。この他、上述の学生部委員会の組織から独立したものであるが、学生部の職掌業務を構成するものとして学生健康保険互助組合理事会、福利厚生事業運営協議会がある。

## 2 現状(2011年度の実績)

### (1) センター、委員会等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### ① 教育研究組織の編制原理

学生部委員会は、学生生活支援の目的(資料2-1,第1条)を達成するために、学生部長1名、副学生部長5名、各学部から選出された学生部委員18名、事務職員から構成される形で、設置されている(資料2-1,第4条)。各学部から選出された学生部委員が主体となっているのは、学生のキャンパスライフにより近い位置にある各学部との連携・協力なくして、学生生活支援が成り立たないためである。同じ理由から、5名の副学生部長についても、まずキャンパスごとに駿河台2名、和泉2名、生田1名を配置するとともに、この5名が、さらに課外・奨学金・M-Navi・ボランティア・スポーツ振興をそれぞれ担当する体制となっている。なお近年、大学院生をめぐる問題が増加していることを受けて、大学院の教務担当者がオブザーバーとして、学生部委員会に参加している。また、2011年度から、それまで同じく各学部・大学院から教員が相談員として配置されていることと、集团的守秘義務との関係から独立性を保っていた学生相談室とも連携を図るために、学生相談員長がオブザーバーとして参加することになった。これは、相談室の抱える案件が近年、ますます学部および学生部委員会との密接な連携を必要としているという事情を考慮したものである。

奨学金委員会は、明治大学奨学金規程第10条(資料2-2)に基づいて設置され、委員長である担当の副学生部長1名と各学部選出の学生部員のうち1名の計9名、学生支援事務長、計11名から構成されている(資料2-3)。各学部から選出された学生部委員が主体となっているのは、学部学生の奨学金では、学部への割り振りや学部による推薦などの事案が多いためである。なお、留学生の奨学金に関する事案は国際連携機構が独自に掌握し運営している。また、大学院と法科大学院、専門職大学院における奨学金に関しては、各大学院(大学院:大学院奨学金委員会、法科大学院:同教授会、専門職大学院:同委員会)が推薦して、奨学金委員会及び学生部委員会の審議に諮られる体制となっている。

学生相談室は、「学生の個人的な相談に対し、学生相談員(以下、「相談員」という)が当該事案の解決に向けて必要かつ適切な助言を行うとともに、専門的な見地から指導することにより、学生の自立的な解決の支援を図り、もって本大学における学生生活の充実及び向上に寄与すること目的(資料2-4,第2条)に設置され、相談員長、相談員(各学部2名選出、ただし国際日本学部は1名、大学院選出2名、法科大学院又は専門職大学院選出1名、計20名)、学生相談事務長及び同事務職員から構成されている(資料2-4,第3条)。この構成からなる相談員会議において、相談室の事業計画、管理・運営、相談員長候補に関すること、相談室行事、などを審議決定していくことになっている(資料2-4,第8・9条)。各学部から選出された相談員が主体となっているのは、学生のキャンパスライフにより近い位置にある各学部との連携・協力を相談室が最も必要としているためである。

スポーツ振興委員会は、「本学における学生スポーツの振興を図るため、体育会各部の強化・発展に向けた活動支援を全学的に推進することを目的」として設置された（資料2-5、第1条）。その構成は、副学長のうちから学長が指名する者1名、学生部長、スポーツ振興担当副学生部長1名、学長室専門員1名、各学部教授会から推薦された学生部委員各1名（計9名）、保健体育科目担当で学長指名の専任教員3名、体育会長が推薦する体育会部長3名、体育会長が推薦する体育会の監督3名、スポーツ特別入試委員会から推薦された同委員の専任教員委員1名（2011年度改正）、学生支援部長、学生支援部スポーツ振興事務長及び教務事務部教務事務長、計27名からなる。このようにスポーツ振興委員会では、体育会活動に関わる専任教員、保健体育科目担当者のように専門的な見地から指導・助言が期待される専任教員、スポーツ特別入試委員会と連携をになう専任教員、さらには正課外教育の一端をになう体育会活動を指導する監督など、構成が多岐にわたるとともに多数となっている。

体育会役員会は、「正課外教育活動の一環として大学スポーツの活動を支援・推進するとともに、本大学の建学の精神に基づき、大学スポーツの活動を通じて心身を練磨し、本会の会員相互の親睦を図ることにより、もって本大学の発展に寄与することを目的」（資料2-6、第2条）として、2011年4月に設置された。その事業として、「(1) 本会の活動に必要な事業」、「(2) 体育会学生会への指導・助言」、「(3) その他本会の目的達成に必要な事業」（資料2-6、第3条）が掲げられていることからわかる通り、体育会各部の活動における指導体制への支援とともに、その構成員である部員の指導、部員相互の親睦の促進など学生への指導も対象となっている。役員は、会長（学長）、副会長（学生部長及び学長が指名する副学長）、役員（スポーツ振興担当副学生部長1名、学長が指名する学長室専門員1名、会長が推薦する部長3名、会長が推薦する本会の監督3名、学生支援部長及び学生支援部スポーツ振興事務長2名）10名から構成される（資料2-6、第6条）。審議機関として体育会役員会が設置されており、学生部長が議長となって、会長を除く役員によって構成される。主な審議事項は、「部長、副部長、監督及び補助指導者の推薦に関する事」、「各部及び会員の賞罰に関する事」、「加盟、除名、脱会及び部名変更等に関する事」などとなっている（資料2-6、第10条）。

この他に各種委員会であるM-N a v i 委員会は、「M-N a v i プログラムの充実及び円滑な運営に資することを目的」として2011年に設置され、担当の副学生部長1名、各学部の学生部委員各1名、学生支援部長が指名する専任職員3名、計12名で構成されている（資料2-7、第1・2条）。

ボランティアセンター運営委員会については、「42 ボランティアセンター」を参照のこと。

この他に学生部委員会の下にはない組織として、学生健康保険互助組合理事会、福利厚生事業運営協議会があるが、ここでは省略する。

## ② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

全学報告書第6章を参照のこと。

## ③ 学術の進展や社会の要請と適合性

学生部は従来、学生の課外活動、福利厚生、保健・衛生、奨学金等における問題への対処が主要な任務であった。しかし近年、大学院生をめぐる問題が増加していることを受けて、大学院の教務担当者がオブザーバーとして、学生部委員会に参加している。また、2011年度から、学部および学生部委員会との密接な連携を必要としているという事情を考慮して、学生相談員長がオブザーバーとして参加することになった。

また、高い社会性・共同参画意識を有する、自立した社会人・職業人の基礎力を育成することが

社会的に求められようになっている。そのため、学生部では、学生部委員会の組織自体には変更を加えないものの、課外活動やキャンパスライフについても正課外教育の一環として位置づけ、当該委員会の活動の重点を、課外活動への指導やキャンパスライフの充実の側面にシフトさせている。このことは、長い間、学生委員会の下に奨学金委員会と学生相談室・相談員会議の組織体制を維持してきた学生部が、近年になって、スポーツ振興委員会（2009年）、体育会役員会（2011年）の組織を整備していることにも表れている。

さらに、社会性・共同参画意識の高揚や、自立した社会人・職業人の基礎力を学生部自らの企画の中で、積極的に育成していくことを目的に、エクステンションプログラム（M-N a v iプログラム）を2005年から独自に展開し、また2011年にはこれの運営を円滑にするためにM-N a v i委員会を設置した（資料2-8、および、資料2-9）。また、社会的な要請が非常に高いボランティアについても、「学生に対するボランティア活動の支援を全学的に推進することにより、学生の社会性及び自主性を涵養し、もって社会に有用な人材を育成することを目的として」（資料2-11、第1条）、明治大学ボランティアセンター（2008年）を設置している。

## **(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。**

学生部の組織全般の適切性については、定期的ではないものの、学生部委員会が検証している。たとえば、前項で述べた学内状況の変化に対応した大学院教務担当者、学生相談員長の学生部委員会へのオブザーバー参加といった見直しが好例である。また、社会的な要請を受けて、M-N a v iプログラムの独自展開と、2011年度におけるその円滑な運営のためのM-N a v i委員会内規の制定、ボランティアセンターの開設なども、そうした例である（資料2-12）。

また、常設の委員会においても、それぞれの職掌案件に関して、それぞれの内部組織の適切性について検証している。それまで奨学金委員会が職掌していた留学生の奨学金を国際交流委員会（現、国際連携機構）に移管したのも、取扱量が増加したこと、留学生の事情に詳しい部署が担当する方が適切であるとの判断からなされた組織変更であった。大学院（含、法科・専門職両大学院）の選考・推薦業務を大学院に移管してきたのも、同様である。

学生部の新たな課題として取り組んでいる各種委員会についても、それぞれの職掌案件に関して、それぞれの内部組織の適切性について検証している。2011年におけるM-N a v i委員会内規の制定についても、もともとはM-N a v i委員会によるプログラムの運営に関する検証の過程で発議されたものである（資料2-12）。同じく、2011年のボランティアコーディネーターの配置を見通した内部組織の見直しも、3キャンパスのボランティアセンター活動支援分科会における議論を発端としている（資料2-13）。

## **3 評 価**

### **(1) 効果が上がっている点**

学生部組織編成の方針は、学生部委員会、その下での委員会において学部からの事例の報告や、学部に向けた学生生活支援の理念・目的や注意喚起事項の発信が行われ、学部・教職員との関係の観点から機能している。

学生部委員会において、定期的ではないものの、学生部の組織について適宜見直しされるとともに、M-N a v iプログラムやボランティアセンターなどの新たな組織の創出も行われている。また、学生部委員会の下にある常設の委員会においても、定期的ではないものの、組織について適宜

見直しがなされている。

## (2) 改善すべき点

学生部委員会、およびその下で常設の委員会において、組織の社会的要請に対する適合性や組織としての適切性について、定期的に検証していない。学生からのモニタリングに関しては、体育会本部や公認サークルの一部の団体における本部があり、これが大学と学生諸君との制度的な連携のシステムとなっているのに対して、これ以外の中間組織がないサークルや、一般の学生に関して、その声を直接聞くシステムがないのが現状である。

## 4 将来に向けた発展計画

### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

まず、学生部委員会において、組織の社会的要請に対する適合性や組織としての適切性について、定期的な検証を実施する。

### (2) 長中期的に取り組む改善計画

学生部委員会の下にある常設の委員会において組織の社会的要請に対する適合性や組織としての適切性について、定期的な検証を実施する。将来的には、学生部委員会の下にない学生部内の組織についても、同じく定期的な検証を実施する。

将来的には、学生部内のすべての組織において、こうした定期的な検証を進めるためのシステムを構築していく必要がある。

## 5 根拠資料

- 資料 2-1 明治大学学生部委員会規程
- 資料 2-2 明治大学奨学金規程
- 資料 2-3 明治大学奨学金委員会設置要綱
- 資料 2-4 明治大学学生相談室規程
- 資料 2-5 明治大学学生スポーツ振興委員会規程
- 資料 2-6 明治大学体育会規約
- 資料 2-7 M-N a v i 委員会内規
- 資料 2-8 M-N a v i 委員会議事録
- 資料 2-10 『2011 年度 M-N a v i プログラム報告書』
- 資料 2-11 明治大学ボランティアセンター規程
- 資料 2-12 明治大学学生部委員会議事録
- 資料 2-13 明治大学ボランティアセンター運営委員会議事録

## VI 学生支援

(全学報告書に記載)

## Ⅷ 社会連携・社会貢献

### 1. 目的・目標

#### (1) 社会連携・社会貢献の目的・目標

学生部に関わるものでは、ボランティアセンターやM-N a v iプログラムなどの正課外教育および課外活動を通じて行われる社会・地域貢献を推進し、その活動が円滑に行われるように指導・助言するとともに、そうした活動のための条件整備を進めることを目的とする。

### 2. 現状（2011年度の実績）

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

学生部において社会との連携・協力を念頭おいた方針としては、明治大学ボランティアセンター規程、第1条における「学生に対するボランティア活動の支援を全学的に推進することにより、学生の社会性及び自主性を涵養し、もって社会に有用な人材を育成することを目的」とするという内容がこれに相当する（資料8-1）。

ボランティアセンターの活動はもちろんのこと、M-N a v iプログラムにおける地域交流を通じた体験型文化理解促進プログラムおよび社会体験プログラム、さらには公認サークルや体育会各部が独自に実施するボランティア活動も、同様の方針・考え方に基づいて指導・推進している。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

ボランティアセンター運営委員会については、「42 ボランティアセンター」を参照のこと。

M-N a v iプログラムにおける社会還元を意識した企画としては、地域交流を通じた体験型文化理解促進プログラムおよび社会体験プログラムがあり、2011年度では、「雪国の生活とアウトドア体験 in 桧原湖」がこれに相当する。

この他、ボランティア系の公認サークルは、各キャンパスのボランティアセンターと連携して活動している。これ以外の公認サークルや体育会の多くの部も、ボランティア活動を独自に展開している。これらに関する詳細は、省略する。

### 3 評 価

#### (1) 効果が上がっている点

M-N a v iプログラムへの参加を通じて、学生の社会性及び自主性が涵養されとともに、社会・地域への理解が深められている（資料8-2）。また、M-N a v i学生委員は、そうした理解に加えて、このプログラムの企画・運営を通じて、それぞれの関わり方の意義を捉え直すとともに、新たな関わり方までを提案するようになってきている。

#### (2) 改善すべき点

M-N a v iプログラムについて、従前実施した地域交流を通じた体験型文化理解促進プログラム「青森ねぶた」、「地域活性化プロジェクト in 鳥取」等は、宿泊を伴うため多額の費用が必要であり、大学独自予算に移行した2011年度のプログラムでは実施が困難となった。今後、予算の制約を考慮し

て、近隣地域との交流を基盤とした新たな地域交流プログラムおよび社会の要請に対応した社会体験プログラムを開発、実施していく必要である。

M-N a v iプログラムの企画・運営の主体が、M-N a v i委員会の教職員からM-N a v i学生委員へとシフトしてきているとはいえ、M-N a v i学生委員のみで近隣地域との交流や社会的要請への対応を進化させていくことには限界があり、教職員による指導の体制を見直していく必要がある。なかでも、日常的な指導を担当する職員は課外活動担当者が兼務という形で対応しており、M-N a v i学生委員の活動の中で持ち上がる多くの相談に十分に応じることができない状態にある。そのため、M-N a v iプログラムを担当する専任職員の配置が必要である。

#### **4 将来に向けた発展計画**

##### **(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画**

M-N a v iプログラムについて、予算の制約を考慮して、近隣地域との交流を基盤とした新たな地域交流プログラムおよび社会の要請に対応した社会体験プログラムを開発、実施していく。

##### **(2) 長中期的に取り組む改善計画**

M-N a v iプログラムの企画・運営を、M-N a v i学生委員を中心に行っていくためには、将来的には、M-N a v iプログラムを担当する専任職員の配置を考慮する必要がある。

#### **5 根拠資料**

資料8-1 明治大学ボランティアセンター規程

資料8-2 『2011年度 M-N a v iプログラム報告書』

## **Ⅷ 管理運営・財務**

### **[Ⅷ-1 管理運営]**

#### **1 目的・目標**

##### **(1) 管理運営方針**

Iにおいて明示された学生生活支援の理念と、その実現に向けた実践的な目標を効果的に達成し、正課外教育の観点から、学生が充実したキャンパスライフを送られるようにするために、学生生活支援に関する職掌業務についてワンストップサービスの対応を心がけ、学生支援事務室・学生相談室の充実を図る。

#### **2 現状（2011年度の実績）**

##### **(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか**

上述のような管理運営方針に基づき、とりわけ学生の生活支援に関する満足度の向上を推進するために、学校法人明治大学予算管理要領第4条第1項の規程に基づく教育・研究に関する年度計画書及びこれに関する長期・中期計画書を作成し対応している（資料9-1）。

## (2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

学生生活支援の主要な業務については、以下のような規程等に基づいて、管理運営を行っている。

- (1) 学生生活支援全般に関しては、明治大学学生部委員会規程（資料9-2）。
- (2) 課外活動に関しては、公認サークル登録取扱要領（資料9-3）、明治大学学生会館・部室センター利用要領（資料9-4）並びに体育会主務業務の手引き（資料9-5）。
- (3) 福利・厚生施設に関しては、学校法人明治大学厚生施設管理・運営規程（資料9-6）及び厚生施設整備等検討委員会設置要綱（資料9-7）。
- (4) 保健・衛生に関しては、明治大学学生健康保険互助組合規約（資料9-8）。
- (5) 奨学金に関しては、明治大学奨学金規程（資料9-9）及び明治大学奨学金委員会設置要綱（資料9-10）。
- (6) 学生相談室に関しては、明治大学学生相談室規程（資料9-11）。
- (7) スポーツ振興に関しては、明治大学学生スポーツ振興委員会規程（資料9-12）及び明治大学体育会規約（資料9-13）。

なお、既に現状の業務組織で取り扱っていない関係規定が一部残っており、その改廃が必要となっている。

## (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

学生支援部は、学生支援事務室・和泉学生支援事務室・生田学生支援事務室・スポーツ振興事務室・学生相談事務室で構成され、課外活動、奨学金、福利厚生、スポーツ振興、学生相談、ボランティア支援業務に従事している。人員は、3キャンパスを合わせて34名である（嘱託職員・派遣社員は除く）。業務の統廃合、移管、また業務委託等を視野に入れ、職場研修等の機会に検討を進めている。

## (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

### ① 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

学生支援部長から示された部門目標に基づき、各事務管理職が「部署目標」、「行動計画」を設定し、所属員に周知徹底して業務の目標設定を行っている（資料9-14）。

### ② スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

学生生活支援全般では、春（6月）秋（10月）の年2回、各2日間の日程で開催される、大手私立10大学（慶應義塾大学、中央大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学）から構成される「関東・関西学生問題懇談会（以下、十大懇）」が、各大学の学生支援施策に関する情報を共有するとともに、各大学の学生支援の実情・課題を知る機会となっている。なかでも、1日目の各大学の学生生活支援全般の活動報告を行う全体会を受けた、2日目の（1）体育会をはじめとする課外活動、（2）奨学金をはじめとする経済的支援、（3）学生相談などに分かれて実施される分科会は、それぞれの業務に関する詳細な情報・意見交換の場となっており、本学の当該業務の特質や個性化を明らかにする上で大いに参考となる（資料9-15）。役職者と個々の業務の中堅担当者を中心に参加しており、2011年度は、東日本大震災の影響で秋のみの開催となったが、第92回の十大懇には5名（職員は3名）が参加した。私立大学連盟主催「学生支援研究会議」（3名参加）も、多様な規模の私立大学が参加するので十大懇ほどではないものの、同様に、本学の特質を相対化し見直す上で参考となっている。

業務別には、学生健保関係では「私立大学学生健康保険互助組合事務連絡協議会」(平成 23(2011)年度 私立大学学生健康保険互助組合事務連絡協議会(研修会)(資料 9-16)、および同(議事録)、(資料 9-17)があり、2011 年度の協議会には 5 名(職員 4 名)が参加した。学生相談室関係では関東の 6 大学(慶應義塾大学、中央大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学)で組織する「学生相談連絡会議」、および日本学生相談学会が主催する「全国学生相談研修会」がある。2011 度には前者は 3 回開催され、6 月 11 日が 5 名(職員 4 名)、10 月 15 日が 5 名(職員 4 名)、3 月 10 日が 4 名(職員 3 名)、後者も 3 回開催され 7 月 30~31 日が 1 名、11 月 28~30 日が 4 名、3 月 2~3 日が 3 名(いずれも職員のみ)、それぞれ参加した。いずれも、各担当分野における具体的な施策と実践、さらにそれぞれの個性化に向けた対応を考えていくにあたって、貴重な情報交換と研鑽の場となっている。

### 3 評価

#### (1) 効果が上がっている点

S D やそれを通じた個性化への対応については、上記の十大懇をはじめとする各種の情報交換の場が貴重な研鑽の機会となっており、参加した所属職員が常に他大学との比較と個性化を意識して業務の見直しや改善、担当分野における専門性の研鑽・修得、さらには政策立案を行うようになった。

#### (2) 改善すべき点

現状では、管理運営の規程が教学組織に関するものであるのに対して、事務組織それ自体について学生部として定期的に検証していない。また、その主体が明確ではない。

既に現状の業務組織で取り扱っていない関係規程「明治大学学生寮規程」「明治大学学生寮施行細則」の改廃が必要である。

### 4 将来に向けた発展計画

#### (1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

事務組織それ自体について学生部執行部会において定期的に検証する。  
前期中に学生部委員会に諮り、見直しが必要な規程の改正を実施する。

#### (2) 長中期的に取り組む改善計画

事務組織それ自体について学生部として定期的に検証する主体を明確にしていく。現状では、その主体それ自体が存在しないので、当面、学生部執行部会において検討する。

### 5 根拠資料

- 資料 9-1 学校法人明治大学予算管理要領
- 資料 9-2 明治大学学生部委員会規程
- 資料 9-3 公認サークル登録取扱要領
- 資料 9-4 明治大学学生会館・部室センター利用要領
- 資料 9-5 体育会主務業務の手引き
- 資料 9-6 学校法人明治大学厚生施設管理・運営規程
- 資料 9-7 厚生施設整備等検討委員会設置要綱

- 資料 9-8 明治大学学生健康保険互助組合理約
- 資料 9-9 明治大学奨学金規程
- 資料 9-10 明治大学奨学金委員会設置要綱
- 資料 9-11 明治大学学生相談室規程
- 資料 9-12 明治大学学生スポーツ振興委員会規程
- 資料 9-13 明治大学体育会規約
- 資料 9-14 2011年度部門目標シート
- 資料 9-15 第92回関東・関西学生問題懇談会資料
- 資料 9-16 私立大学学生保険互助組合事務連絡協議会（研修会）資料
- 資料 9-17 同上（議事録）

## X 内部質保証

### 1 目的・目標

#### (1) 内部質保証の方針

本学の学生支援は、高い社会性・共同参画意識を有する、自立した社会人を育成するために、正課外教育の観点から、学生が活発な課外活動はもちろんのこと、充実したキャンパスライフを送られるように、学生生活全般に対する支援の充実を図ることを目指している。この目的に即して学生部委員会と、その下での学生部の事業が適切に実施されているかを検証するため、自己点検・評価を実施している。

### 2 現状（2011年度の実績）

#### (1) センター、委員会等の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

学生生活支援全般に関しては学生部委員会を設置し、学生生活支援全般にかかわる諸問題の検証と改善策の策定を実施している（資料 10-1）。また、その下に常設の委員会として、奨学金に関しては奨学金委員会（資料 10-2）、学生相談室に関しては相談員会議（資料 10-3）、スポーツ振興に関してはスポーツ振興委員会（資料 10-4）及び体育会役員会（資料 10-5）が、それぞれの担当分野とそこでの対応を検証し、改善策の検討が行われている（資料 10-1）。各種委員会として、M-N a v i プログラムについては、2011 年度からはM-N a v i 委員会を設置して、検証し、改善策の検討が行われる（資料 10-6）とともに、毎年度報告書（資料 10-7）を作成することにより、自己点検・評価と結果の公表が実施されている。ボランティアセンター運営委員会については、「42 ボランティアセンター」を参照のこと。

#### (2) 内部質保証に関するシステム（内部質保証を掌る組織、改革・改善につなげる制度、改善実績）を整備しているか

学生生活支援の内部質保証に関しては、従来からの延長線としては学生部委員会がその方針や手続きについて担当することになるが、これまでのところ検討の段階にある。

学生部委員会とその下にある常設の委員会（奨学金委員会や学生相談室・相談員会議、スポーツ

振興委員会、体育会役員会)、並びに各種委員会であるM-N a v i 委員会は、それぞれの担当分野について自己点検・評価を実施し、その結果を次年度の「教育・研究に関する年度計画書及びこれに関する長期・中期計画書」に反映することで、改革・改善につなげている(資料10-8)。

### **(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか(学外者の意見の反映などを含む)**

上述のように、内部質保証に関するシステムは整備されているわけではない。しかし、これまでの自己点検・評価活動は実施してきた。したがって、内部質保証システムの観点は十分ではないものの、学生生活支援に関する自己点検・評価は実施されている。なお、これまでの延長線としてみれば、日本私立大学連盟「学生生活実態調査」を利用したアンケート調査の結果分析「明治大学学生生活白書2011」(資料10-9)や、M-N a v i プログラム参加者アンケートの結果(資料10-7)等を実施しており、これらも今後の内部質保証システムに関する自己点検・評価活動の充実に役立つものと考えられる。

本学に対する文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告等があった場合は、自己点検・評価全学委員会を対外的な窓口として、学部等自己点検・評価委員会で対応することになっている。学外者からの評価、意見の反映は、現在検討中である。

## **3 評 価**

### **(1) 効果が上がっている点**

学生部の懸案・改善・改革事項及び緊急解決課題等に対し、学生部委員会およびその下にある各委員会ともに、必要に応じて適宜委員会を開催し、学生生活支援の担当部局としての機能を果たしているといえる。

### **(2) 改善すべき点**

内部質保証に関して、定期的に検証していない。また、そのための学生部内におけるシステムが整備されていない。

## **4 将来に向けた発展計画**

### **(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画**

2011年度に作成された「明治大学学生生活白書2011」が学生生活支援の自己点検・評価に役立てられていない。2012年度には、それを参考に、本学の学生生活支援業務の改革・改善に利用する予定である。

### **(2) 長中期的に取り組む改善計画**

従来から機能してきた組織を内部質保証システムの観点から、改めて見直し、新たなシステム化を図る。

## **5 根拠資料**

資料10-1 明治大学学生部委員会議事録

資料10-2 明治大学奨学金委員会議事録

資料10-3 相談員会議議事録

- 資料 10-4 明治大学スポーツ振興委員会議事録
- 資料 10-5 体育会役員会議事録
- 資料 10-6 M-N a v i 委員会議事録
- 資料 10-7 『2011年度 M-N a v i プログラム報告書』
- 資料 10-8 教育・研究に関する年度計画書及びこれに関する長期・中期計画書（学生部）
- 資料 10-9 『明治大学学生生活白書2011』